

## 地域密着型特別養護老人ホームきらめきの里鯖江 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらめき福祉会が開設する地域密着型特別養護老人ホームきらめきの里 鯖江（以下「施設」という。）が行うユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入所者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑なサービスの提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と、入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援することを目指すものとする。

2 施設は地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 本事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

2 名称 地域密着型特別養護老人ホーム きらめきの里 鯖江

3 所在地 福井県鯖江市小黑町3丁目1009番

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

2 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準並びに地域密着型介護老人福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

3 介護職員 11名以上  
入所者の日常生活全般にわたる介護、業務実施状況の把握と管理並びに健康保持のための相談助言を行う。

4 生活相談員 1名  
生活相談員は入所者の日常生活上の相談援助並びに入所・退所に係わる事務手続き、家族への連絡業務を行う。

5 看護師 1名以上  
看護師は入所者の保健衛生及び看護に関する業務のほか日常生活全般にわたる介護業務を行う。

6 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は入所者の日常生活全般における介護および機能訓練等を行う。

7 栄養士 1名  
栄養士は個人の嗜好を配慮し、食事の献立の作成、栄養計算並びに栄養指導を行う。

8 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は入所者の施設サービス計画(ケアプラン)を作成する。

9 医師 1名  
医師は、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

### (入所者の定員)

第5条 施設の入所定員は、29名とする。

### (ユニットの数及びユニットごとの入所定員)

第6条 施設のユニット数は3ユニットとし、2ユニットの定員は10名、1ユニットの定員は9名とする。

### (入所の申し込み)

第7条 入所の申し込みは、原則として介護支援専門員または生活相談員を通じ、「入所申込書」を添えて行うこととする。

### (入所検討委員会の設置)

第8条 入所を実施するにあたり入所検討委員会を設置する。

### (入所検討委員会の委員の選出)

第9条 入所検討委員会の委員は、管理者の責任において選任する。

### (入所検討委員会の委員の任期)

第10条 入所検討委員会の委員の任期は2年とし、再任も可とする。

### (入所の決定)

第11条 入所の決定は入所検討委員会で審議し、入所の決定を行う。

### (入所検討委員会の記録および保管)

第12条 入所検討委員会は、入所に係る審議の内容を記録、保管する。

### (定員の厳守)

第13条 施設は、利用定員及び居室を超えて利用させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

### (内容及び利用手続きの説明及び同意)

第14条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

2 緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

### (サービス提供の原則)

第15条 施設は、正当な理由なくユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。

### (サービス提供困難時の対応)

第16条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

### (受給資格等の確認)

第17条 施設は、ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供するように努める。

### (要介護認定の申請に係る援助)

第18条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているかどうか確認する。

申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請がおこなれるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新が遅くても当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

### (入退所)

第19条 入所者の入退所については次項による。

2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

3 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。

なお、こうした優先的な入所の取り扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意する。

- 4 施設は入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照合等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。  
その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な対処のために必要な援助を行う。
- 7 5または6の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人または家族等に対する家族での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことのないように留意する。  
また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員および生活相談員が中心となって退所後の主治医及び居宅介護支援事業者等並びに市町と十分に連携を図る。
- 8 施設は入所者の退所に際して、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

#### (施設サービスの提供の記録)

第20条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

- 2 施設は施設サービスを提供した際には提供した具体的なサービス内容等を記載する。

#### (事業の利用料及び支払い方法)

第21条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前3項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けることができる。
  - (1) 食費 1日1, 550円(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 居住費 居室料及び光熱水費の合計額 1日2, 280円(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)厚生労働大臣の定める基準に基づく額を限度とする。)
  - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
  - (4) 理美容代金 実費
  - (5) 預り金管理費 1日当たり50円
  - (6) 入居者の希望により提供された日用品等 実費
  - (7) 教養娯楽費(レクリエーション、クラブ活動等) 材料代等の実費
- 5 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により入所者の同意を得るものとする。
- 6 施設は、第4項第1号の食費及び同項第2号の居住費について、当該食費又は居住費の額の設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じたときは、当該新たな費用を基礎として、食費又は居住費の額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 月の途中における入居又は退居についての料金(室料(水道光熱費含む)・食材料費)は入居日を含めた利用日数分での日割り計算とする。
- 8 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、口座引き落としによって指定期日までに受ける。ただし、口座引き落としが困難な場合は、協議のうえ現金での支払いも可能とする。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 施設は法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービス内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

#### (入所者の入院期間中の取り扱い)

- 第23条 契約者が病院又は診療所に入院した際、3か月以内に退院した場合、退院後も再びホーム入所できるものとする。
  - 2 契約者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を施設に支払うものとする(外泊時費用加算246円)。また、入院期間が6日を超える場合には契約者は所定のサービス利用料を支払う必要はないものとする。但し、入院期間中の居住費は施設に支払うものとする。
  - 3 施設は、入居者が連続して3ヶ月を超えて入院すると見込まれる場合若しくは3か月以上入院した場合は施設からの退居措置を行う場合がある。

#### (施設の概要)

第24条 施設の概要は次の通りとする。

- 2 居室
  - (1) 入居者の居室は定員1人とし、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける。
  - (2) 入居者の居室にベッド・ナースコール等を備品として設置。
- 3 共同生活室
  - (1) 施設は、共同生活室兼居間・食堂をいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営む場所として設ける。
- 4 浴室
  - (1) 施設は、入所者の身体の機能に応じて、個人浴槽のほか、移乗補助具を設置する。
- 5 洗面設備
  - (1) 施設は各居室および各共同生活室に洗面設備を設ける。
- 6 便所
  - (1) 施設は各ユニットごとに共用便所を4ヶ所設置する。
- 7 医務室
  - (1) 施設は入居者を診療するために必要な医務室を設置する。

#### (施設サービス計画の作成)

- 第25条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
  - 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上位位置付けるよう努める。
  - 3 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
  - 4 介護支援専門員は前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)にあたっては、入所者及び家族等に面接して行うものとする。この場合において介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び家族等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
  - 5 介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族等の希望も勘案して、入所者及び家族等の生活に対する意向、総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービス目標及びその達成時期、施設サービス内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族等に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 8 介護支援専門員は施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者又は家族等に交付しなければならない。
- 9 介護支援専門員は施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は前項に規定する実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 定期的に入所者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
  - (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は第9講に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

**(施設サービスの取り扱い方針)**

- 第26条 施設は、入所者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行われる。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われる。
  - 3 施設サービスは、入所者のプライバシーの確保に配慮して行う。
  - 4 施設サービスは、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等を常に把握しながら、適切に行う。
  - 5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供について、理解しやすいように説明を行う。
  - 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

**(介護等)**

- 第27条 介護は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
  - 3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入浴は、週2回以上とし、入浴できない場合は清拭を行う。
  - 4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
  - 6 施設は、1から5に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
  - 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定める。
  - 8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

**(食事の提供)**

- 第28条 施設は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
  - 3 施設は、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
  - 4 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
  - 5 調理は、予め作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにする。
  - 6 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受ける。
  - 7 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法に掲げる事項に留意して衛生的に行う。
  - 8 入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたものとなっていること。食事の提供は、利用者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
  - 9 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。
    - (1) 朝食 午前 8時～
    - (2) 昼食 午後 12時～
    - (3) 夕食 午後 6時～

**(相談及び援助)**

- 第29条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

**(社会生活上の便宜の提供等)**

- 第30条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が 自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族等が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。特に、金銭にかかるものについては書面をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は その都度本人に確認を得る。
  - 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。
  - 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

**(機能訓練)**

- 第31条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又 その減退を防止するための計画、訓練を行うものとする。

**(健康管理)**

- 第32条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

**(預かり金管理)**

- 第33条 施設は、入所者又はその家族等から入所者の所持金の保管を依頼された場合は、入所者預かり金管理要領に基づき適正に管理するものとする。

**(施設利用に当たっての留意事項)**

- 第34条 入所者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入居者相互の親睦に努めるものとする。 2 入所者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届けるものとする。
- 3 入所者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診するものとする。
  - 4 入所者は、居室内の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。
  - 5 入所者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入するものとする。

**(入居者の遵守事項)**

- 第35条 入所者は、施設において、次の行為をしないように努めるものとする。
- 2 宗教や信条の相違等により他人の自由を侵す行為をすること。
  - 3 けんか、口論、泥酔等により他の入居者等に迷惑をかけること。
  - 4 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。



**(苦情処理)**

- 第51条 管理者は、提供した介護サービスに関する入所者、利用者の家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 3 入所者、利用者の後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人からの苦情に関して、市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
  - 5 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
  - 7 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いを行わない。

**(地域との連携)**

- 第52条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者及び家族等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

**(運営推進会議)**

- 第53条 本施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市の職員または当該指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 2 本施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
  - 3 本施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

**(記録の整備)**

- 第54条 施設および設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する介護計画並びに介護予介護計画、具体的なサービス内容等の記録、市町への通知に係る記録、苦情や事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

**(法令等との関係)**

- 第55条 この規程に定めのないことについては、鯖江市条例及び介護保険法に定めるところによる。

**(その他運営についての留意事項)**

- 第56条 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

**附則**

- この規程は、令和 2年10月 1日より施行する。  
令和 5年 3月30日一部改訂